

## 自然災害共済に関する良くあるお問い合わせ

**Q 1 「新自然災害共済（自然災害共済含む）」に加入していますが、地震や津波による損害は保障されますか。**

A 1

1. ご契約の建物またはご契約の家財を収容する建物の損害額が 100 万円を超える場合は、「地震等共済金」の保障の対象となります。（例えば、ガラスが 1 枚割れた、食器が 10 枚割れたといった被害の場合は、保障の対象となりません。）
2. 建物の損害額が 100 万円に満たない場合であっても、ご契約の家財の損害額が 100 万円を超える場合には家財契約について「地震等共済金」の保障の対象となります。
3. 上記 1.および 2.のいずれにも該当しない場合であっても、ご契約の建物またはご契約の家財を収容する建物の損害額が 20 万円を超え 100 万円以下の場合は、「地震等特別共済金」の保障の対象となります。ただし、加入口数が 20 口以上の場合に限りです。
4. 「新自然災害共済（自然災害共済含む）」の〈大型タイプ〉については、付属建物・付属工作物に 20 万円を超える損害があった場合、付属建物等特別共済金の保障の対象となります。ただし、住宅契約の加入口数が 20 口以上の場合に限りです。（付属建物・付属工作物・・・物置・納屋・車庫・門・塀・垣根など）

**Q 2 : 余震で建物の損害が広がった場合はどうなりますか。**

A 2

72 時間以内に発生した複数の地震等による損害は、1 回の地震等による損害とみなし、最終的な損害の程度により「一部壊」「半壊」「大規模半壊」「全壊」の区分に応じたお支払いとなります。また、72 時間を超えて発生した地震等による損害であっても、当初の地震による損害を修復していなかったときは、同様の取り扱いとなります。

**Q 3 : 「新自然災害共済（自然災害共済含む）」での地震等共済金の「一部壊」「半壊」「大規模半壊」「全壊」の区分は、どのような損害をいうのですか。**

A 3

以下のとおりとなります。

損害の区分	損害の程度
全壊 (全焼)	建物の70%以上を焼失もしくは損壊、埋没または流失した場合
大規模半壊 (大規模半焼)	建物の50%以上70%未満を焼失もしくは損壊、埋没または流失した場合
半壊 (半焼)	建物の20%以上50%未満を焼失もしくは損壊、埋没または流失した場合
一部壊 (一部焼)	建物の焼失もしくは損壊、埋没または流失により損害の額が100万円を超える場合

※建物の焼失もしくは損壊、埋没または流失により損害の額が20万円を超え100万円以下の場合、「地震等特別共済金」の保障の対象となります。ただし、加人口数が20口以上の契約に限ります。

**Q 4 : 被災箇所の修理をしたいのですが、調査前に修理してもいいですか。**

A 4

調査にお伺いする前に修理いただいて構いませんが、修理される際には、修理見積り等の取得をお願いします。また、可能でしたら損害箇所の写真撮影もお願いします。屋根等の損害については、修理業者に写真撮影を依頼してください。

**Q 5 : 地震によるけがは自治労団体生命共済の給付対象となりますか。**

A 5

おケガの場合は、入院は初日から、通院のみでも5日以上通院があれば、自治労団体生命共済の給付対象となります。

ご不明な点がございましたら、大阪市職共済サービスセンター（0120-079-431 平日のみ9:30-13:30/14:00-19:00）までお問い合わせください。